

# 環境保全団体向けクラウドファンディング導入支援業務仕様書

## 1 業務名

環境保全団体向けクラウドファンディング導入支援業務

## 2 履行期間

契約の締結日から令和8年3月13日まで

## 3 履行場所

大分県内

## 4 目的

グリーンアップおおいた実践隊をはじめとする環境保全団体へのクラウドファンディングの導入を支援することで環境保全団体の活動の持続性を確保する。

## 5 業務内容

### (1) クラウドファンディング導入セミナー

クラウドファンディング（以下「CF」という。）に関する基礎知識の習得からプロジェクト構築のために必要な諸要素（目標金額・リターンの設定、WEBページ等に掲載するコンテンツ・情報の整理、プロジェクト掲載までのスケジュール等）への理解を深めるためのセミナーを開催する。

#### ① 対象団体

グリーンアップおおいた実践隊をはじめとする環境保全団体とする。

#### ② 開催回数等

回数は2回とし、開催時期は令和7年7月頃とする。

#### ③開催方法

開催場所は大分市と他の市町村の2箇所、講義形式とし、県と協議して決定するものとする。

#### ④周知広報

セミナーの開催を周知するためのチラシデザインを作成し、300部印刷したものと合わせて県に納入すること。なお、校了は責了とせず、校了まで必要な回数校正を行うものとする。

#### ⑤講師

講師による講演と環境に関するプログラムを成立させた環境保全団体による事例紹介を行うこと。講師は、以下の要件を満たす者を1人以上選定し、県と協議して決定するものとする。

- ・ CFに精通し、深い知見を有していること。
- ・ CFに関するセミナーや研修等の講師としての実績が多数あること。

#### ⑥内容

内容は、講師による講演と好事例の紹介のほか受託事業者において提案し、県と協議して決定するものとする。なお、参加料は無料とすること。

ア CFに関する理解を深めるとともに、導入意欲の向上に資する内容とすること。

イ 講師との質疑応答の機会を設けること。

ウ 参加者に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。

## (2) 伴走型支援

セミナーを受講したグリーンアップおおいた実践隊がCF導入に関するノウハウを習得し、活動の持続性を確保するモデル事例を創出する。

### ①対象団体

セミナーを受講したグリーンアップおおいた実践隊の中で支援を希望する団体とし、県と協議して3団体を決定するものとする。

### ②実施期間

セミナー受講後から令和8年1月31日までとする。

### ③実施方法

プロジェクトの立上げから効果的なPR活動までを伴走支援してプロジェクトの成立を目指すとともに、支援を通して得られた知見等を報告書にまとめること。

ア セミナーを受講したグリーンアップおおいた実践隊にモデル事例創出への協力を働きかけること。

イ サポーターの興味を惹き、共感と応援を引き寄せうるストーリーや寄附に結びつくことが期待できる「リターン」等の検討といったプロジェクトの立上げから効果的なPR活動（WEBページ、広報用チラシ作成等）までを伴走支援すること。

## (3) 管理調整業務

① 業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うこと。

② 伴走型支援については、毎月、県の開庁日の7日目までに前月の業務実施状況を書面で報告し、県の評価・指導を受けること。

## 6 成果物

業務実績報告書（セミナーの実施内容及びアンケート調査の結果、伴走型支援の実施結果及び支援を通して得られた知見等をまとめたもの）を1部提出すること。

なお、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、その使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

## 7 法令遵守等

業務の履行に当たっては、関係法令を遵守して実施すること。

特に、個人情報の取扱いについては、業務の性質に鑑み、適正管理のために必要な措置として、メールは受信者以外のメールアドレスが表示されない「BCC：(ブラインド・カーボン・コピー)」で送信するなど、情報漏洩防止に万全を期すこと。

## 8 再委託できない「主たる部分」及び再委託できる範囲で再委託の承認を要しない「軽微な部分」の範囲

「主たる部分」：「5 業務内容」に係る総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務

「軽微な部分」：コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、消耗品購入、会場借上等の業務

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により内容に変更が必要となった事項、委託業務の実施に当たって疑義が生じた事項は、必要に応じて県と受託者が協議して定めるものとする。